審　　査　　基　　準

平成6年10月1日作成

法　　令　　名	道路交通法施行令
根　拠　条　項	第14条の2第2号
処 分 の 概 要	道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）	新潟県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第14条の2第2号（道路維持作業用自動車） 道路交通法施行規則第6条の2（道路維持作業用自動車の塗色）
審　査　基　準	判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	10日
申　　請　　先	申請書は、指定を受けようとする車両の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先	交通部交通企画課企画係（電話025-285-0110 内線5025）
備　　考	